公立大学法人神戸市看護大学業務方法書の一部を変更する業務方法書をここに公布する。

2022年３月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長　北　徹

公立大学法人神戸市看護大学業務方法書第１号

公立大学法人神戸市看護大学業務方法書の一部を変更する業務方法書

公立大学法人神戸市看護大学業務方法書（2019年４月業務方法書第１号）の一部を次のように変更する。

（変更前）	（変更後）
目次 第１章～第４章　略 第５章　雑則（第30条） 附則	第５章　役員の損害賠償責任（第30条・第31条） 第６章　第32条
	第５章　役員の損害賠償責任 （役員の損害賠償責任） 第30条　役員は，その任務を怠ったときは，法第19条の２第１項の規定に基づき，法人に対し，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 （役員の損害賠償責任の一部免除） 第31条　法人は，前条の役員の損害を賠償する責任について，法第19条の２第４項に規定する要件に該当するときは，当該役員が賠償の責任を負う額から神戸市が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の２第４項に規定する条例で定める額を定める条例（令和４年３月神戸市条例第38号）に定める額を控除して得た額を限度として，神戸市長の承認を得て免除することが

――――	できる。
第５章　雑則	第６章
（施行細則の委任）	
第30条　略	第32条

附　則

この業務方法書は，地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第１項の規定による神戸市長の認可の日（以下「施行日」という。）から施行し，施行日以後の役員の行為に基づく損害賠償責任について適用する。